

「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」の評価について

現在の「仙台市放課後子ども総合プラン実施方針」に掲げる考え方のもと、どのような取組みが行われてきたのかを委員会で協議し、評価することにより、新たな実施方針のもとでの今後の取組みの方向性について検討する際の参考とするものです。

(1) 放課後子ども総合プランに係る整備達成状況

① 放課後児童クラブ

○高学年については、小学校 4 年生までを平成 29 年度当初、小学校 5 年生までを平成 30 年度当初、小学校 6 年生までを平成 31 年度当初までにすべての受け入れを実施しました。

○小学校の余裕教室や公共施設等を活用したサテライト室の整備及び民間事業者への運営費等の補助の実施等により、登録児童の受入れ拡大を図りました。

【量の見込みと実績】

(単位：人)

		H28 年度当初	H29 年度当初	H30 年度当初	H31 年度当初	R2 年度当初
量の 見込み	小 1～3 年生	7,856	7,940	8,022	8,104	8,185
	小 4～6 年生	2,431	2,511	2,590	2,672	2,753
	合 計	10,287	10,451	10,612	10,776	10,938
実績	小1～3年生	9,130	10,028	10,358	10,928	
	小4～6年生	209	1,348	2,109	2,518	
	合 計	9,339	11,376	12,467	13,446	

② 一体型の放課後児童クラブおよび放課後子ども教室

国が示した児童クラブ及び子ども教室の一体型（児童クラブと子ども教室を同一小学校内等で実施し、子ども教室が実施する活動プログラムに児童クラブ児童が参加するもの。）の運営の条件である、学校敷地内、もしくは学校の隣接地に児童クラブが存する箇所は現時点で 10 箇所となっていますが、うち 3 箇所については児童クラブと子ども教室との連携が図られており、いわゆる「一体型」の運営がなされています。

今後も、既存の一体型 3 箇所について引き続き事業の充実を図るとともに、その他の箇所についても両事業の連携を推進します。

③ 放課後子ども教室

平成 30 年度中に新規開設希望の意向を受け、地域の関係者との調整を経て令和元年 5 月より新たに 1 教室が立ち上がりました。校舎全面改修の影響で 1 教室が休止となり、開設数に増減はないものの、今後も実施する意向のある小学校区を調査、把握し、計画的な整備に向け、調整を図っていきます。

(2) 放課後子ども総合プランの実施

①放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の一体的又は連携による実施

両事業の連携に関し、国においては、両事業の一体型又は連携型（児童クラブと子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、子ども教室が実施する活動プログラムに児童クラブ児童が参加するもの。）の取組みを推進しています。

一方、本市においては、主に児童館内で児童クラブを、小学校内で子ども教室を実施しているほか、実施頻度や活動時間など子ども教室の運営状況が地域によって様々である等、全ての地域において国の示す一体型等の要件を満たす状況にはないことから、両事業の運営状況等を考慮しながら、市内それぞれの地域の実情に応じた両事業の連携を進めていく必要があります。

平成 29・30 年度に試行学区における取組等についてヒアリング・調査等を実施し、課題の抽出や効果を検証し、両事業の連携にあり方について提案書を策定しました。提案書では両事業の運営主体・従事者が連携した取組みを実施・推進する上での参考となるよう、市内における両事業の連携事例や考えられる取組みを具体的なステップごとに整理しました。

提案書の内容については、運営主体と共有しており、今後も引き続き地域における地理的な条件や従事者の人員体制といった課題を十分に配慮することを前提としつつ、両事業の従事者間におけるノウハウの共有や地域資源を活用した様々な活動プログラムの実施等にできることから取組み、両事業の連携を進めていく必要があります。

引き続き、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、同世代・異世代の児童との関わりを持ちながら、多様な体験・活動を行うことができるよう、各事業における小学校、町内会、地域のボランティア等との連携をはじめ、地域の実情等に応じた両事業の取組みの充実を図っていくことが重要です。

②小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ等への活用

新たに放課後児童クラブを整備する場合に、児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、学校施設の活用が求められていることから、新設・拡充する放課後児童クラブについては、学校施設の活用を中心とした整備に努めました（平成 29 年度に東宮城野マイスクール児童館、平成 31 年度に東二番丁マイスクール児童館を開館、令和 2 年度に（仮称）七郷第二児童館を開館予定）。

また、サテライト室の整備については、翌年度の登録児童数を推計し、待機が発生する可能性のある学区について、学校施設の利用を最優先に検討することとしています。教育委員会とともに対象となる小学校を訪問し、余裕教室等の利活用について検討を行い、了解が得られた後、放課後児童クラブの新設に向け児童館及び小学校と調整しながら必要な整備を実施しています。

学校の状況により、放課後児童クラブとして専用可能なスペースを確保できない場合であっても、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に、放課後児童クラブの実施場所として一時的に活用する、いわゆる「タイムシェア型活用」につい

でも実施を進めてきました。

引き続き、それぞれの地域の実情に沿った課題にも配慮しながら、学校施設の活用を中心に、安全・安心な受入れ環境を整えていくことが重要です。

③放課後児童クラブおよび放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と子供未来局の連携

放課後児童クラブの実施場所としての学校施設の積極的な活用や、希望する全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる環境の整備、また、これらの放課後対策事業に関する学校現場における理解・協力の促進に向けた取組など、放課後子ども総合プランに基づく本市の取組について、教育委員会と子供未来局の双方の責任のもとで協力して進めてきました。

また、近年、いじめや虐待、要支援児、福祉的な支援が必要な家庭など、児童・家庭を地域全体で見守る必要性が高まる中、特に児童の生活や人間関係が連続する小学校及び放課後の場においては、これまで以上に、情報交換や情報共有、職員同士の交流等によって積極的に連携を図ることが求められています。両事業においては、運営主体を交えた意見交換会や勉強会の場に教育委員会と子供未来局の双方が積極的に参加してきたほか、教育委員会及び子供未来局が協議の上、連携・協力体制の強化推進に関する文書を両局連名で発出するなどの取組を推進してきました。

今後も、教育委員会と子供未来局の連携を深めるとともに、学校を中心に児童館、放課後子ども教室、地域が一体となって子どもを育てる環境を作っていくことが重要です。

④地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

児童館児童クラブについては、ニーズに対応するため、原則として平日は午後7時15分まで延長しており、引き続き開所時間の延長を実施します。

⑤従事者・参画者の確保および資質の向上に係る取組み

放課後児童クラブにおいて、有為な人材を確保し、かつ長く働き続けてもらうことができるよう、国の補助制度を活用し、放課後児童支援員を対象とした処遇改善を行っています。また、本市のメール配信サービスの活用や大学への求人情報発信の支援等を行うほか、本市主催の就職説明会などを活用し、保育施設等への就職希望者に対して直接児童館の業務内容等を説明するなど人材確保に努めました。

職員体制の充実を図るとともに、毎年開催している本市主催の児童館等職員研修会において、高学年児童の受入れ、特別な支援を必要とする児童の受入れやいじめ対応等を取り上げるなど職員のスキルアップに取り組んでいます。さらに、支援を要する児童への対応について、専門とするスーパーバイザーが児童館を巡回訪問し、職員に対して、現場の実情に即した指導及び助言を直接行うことにより、職員として必要な知識及び技能の習得と向上を図ってきました。

また、平成30年度からは、小学校や保育所の特別支援コーディネーター等との連絡

調整、保護者対応に関する児童館の窓口的役割を担う人材を各児童館に1名ずつ養成する児童館特別支援コーディネーター養成研修を実施しています。

要支援児については、その児童の特性のみならず、家庭環境を含め、複雑な課題を抱えるケースが増えており、引き続き、さらなる職員のスキルアップや支援体制の確保を図っていくことが重要です。今後も、処遇改善や採用支援を通じて優れた人材を確保するほか、研修についても、従来の講義形式やグループワークに加えて、受講者がより主体的・能動的に取り組めるような実効性が高い研修プログラムの検討を進めていく必要があります。

放課後子ども教室においては、各教室のコーディネーターの資質向上や交流を図るために年2回「コーディネーター交流会」を実施しています。各教室における活動の充実に資する情報提供や情報交換に加え、平成30年度は「配慮が必要な子どもたちへの理解と支援」をテーマに特別支援教育課の担当者より情報提供をし、資質向上や課題意識の共有を図っていきました。また、国や市の施策を踏まえた内容について情報提供する機会をつくるなど、現代的課題に即した研修を企図していきました。今後も課題を適切に対応できる能力を養成するため、研修内容の充実に努めてまいります。

(3) 推進体制

放課後子ども総合プランの適切かつ円滑な実施と、本市の実情に応じた効果的な児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討するために設置された放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、毎年度3～4回の会議を開催し、放課後子ども教室と放課後児童健全育成事業の実施状況等について報告を受け、意見を述べてきました。また、実施方針に示されている取組事項の中から運営委員会の所掌事項に関するテーマを設定し、関係団体への訪問調査や関係者へのヒアリングの結果などを踏まえ様々な視点から検討を行いました。そして、その成果を、平成29年3月には「高学年児童受け入れに向けた対応」について、平成31年3月には「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携の在り方」についての提案書としてまとめています。

すでに、各実施主体がこの提案内容を踏まえた取り組みを進めており、高学年児童受け入れに関する取組みについて、行事の際に高学年児童に企画から運営まで携わってもらい、児童の得意な分野を活かすなどして活躍できる場を設けるなど、高学年児童が主体的に児童館運営にかかわることができるよう工夫しているほか、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携について、これまで両事業の連携が十分でなかった地域においても両事業の従事者間の情報交換から取組みを始めたところがあるなど、実効性が認められています。

また、教育委員会及び子供未来局においても、前述のとおり、学校、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携を深めるべく、所管局として積極的な関わりを持っており、運営委員会はもとより、行政、両事業の実施主体を含めたそれぞれの関係者が担うべき役割を着実に果たし、本方針に基づく放課後の居場所づくりに取り組んできたものと評価できます。